平成２４年（フ）第８６３７号
東京都昭島市拝島町３丁目９－１－502
債務者　水野　京子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６３８号
千葉県千葉市若葉区若松台３丁目43－３
債務者　本間　修二
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６４３号
東京都江東区南砂２丁目３－１－1214
債務者　山岸　由里
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６４４号
東京都江東区塩浜２丁目５－15
債務者　住吉　五郎
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６４６号
東京都武蔵野市吉祥寺東町１丁目23－１－101
債務者　木村　　亘
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６４７号
東京都東久留米市前沢２丁目４－９
債務者　南條　理恵
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６４９号
埼玉県吉川市きよみ野４丁目14－９
債務者　山本　里恵
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６５０号
東京都江戸川区東葛西７丁目13－17
債務者　細川　英雄
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６５２号
千葉県柏市布施新町３丁目30－12
債務者　志村　隆次
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６５４号
神奈川県川崎市川崎区江川２丁目１－８－302
債務者　松本　尚貴
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６５６号
東京都北区東十条４丁目10－６－203
債務者　柿崎　　朋
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４００号
横浜市中区上野町１丁目33番地
債務者　北楯　修子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２２号
岡山市北区今３丁目７番30号
債務者　福永加奈美
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８７号
岡山市北区十日市西町８番67号　ファンテイル青江203
債務者　雅意　倫嗣
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０５号
岡山県備前市畠田740番地
債務者　清水　利惠
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１１号
岡山市中区西川原71番地７、旧住所岡山市北区西之町16番地101　古松コーポ101
債務者　西　　節夫
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部